

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日)

目 次

規 則 鳥取県環境影響評価条例施行規則（環境政策課）

公布された規則のあらまし

◇鳥取県環境影響評価条例施行規則

一 趣旨

この規則は、鳥取県環境影響評価条例の施行に關し必要な事項を定めるものとすることとした。（第一条関係）

二 特別地域

事業の種類ごとに、特別地域を定めることとした。（第二条、別表第一関係）

三 対象事業

対象事業の要件を定めることとした。（第三条、別表第二関係）

四 方法書に關する事項

- 1 公告、縦覧及び意見書について定めることとした。（第五条、第七条関係）
- 2 知事の意見を述べる期間は、原則として、三月とすることとした。（第九

条関係）

3 環境影響評価方法書送付書等の様式及び送付部数を定めることとした。（第四条、第八条関係）

準備書に關する事項

五 準備書に關する事項

1 公告、縦覧及び意見書について定めることとした。（第十一条、第十二条、第十五条、第十七条関係）

2 説明会の開催及び開催しない場合の措置について定めることとした。（第十三条、第十六条関係）

3 知事の意見を述べる期間は、原則として、三月とすることとした。（第十九条関係）

4 環境影響評価準備書送付書等の様式及び送付部数を定めることとした。（第十条、第十四条、第十八条関係）

六 評価書に關する事項

1 公告及び縦覧について定めることとした。（第二十六条、第二十七条関係）

2 知事の意見を述べる期間は二月とし、補正結果の確認に要する期間は一月とすることとした。（第二十一条、第二十五条関係）

3 環境影響評価書送付書等の様式及び送付部数を定めることとした。（第二十一条、第二十四条関係）

七 対象事業の内容の修正等に關する事項

1 環境影響評価その他の手続を経ることを要しない対象事業の内容の修正の範囲を定めることとした。（第二十条、第二十三条、第三十一条、別表第三、別表第四関係）

2 対象事業の廃止及び引継ぎ並びに環境影響評価の再実施に係る公告について定めることとした。（第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条関係）

3 対象事業廃止等通知書及び工事着手届出書等の様式及び提出部数を定めることとした。（第二十九条、第三十四条、第三十七条関係）

八 都市計画に定められる対象事業等の特例に關する事項

1 都市計画に定められる対象事業等については、都市計画決定権者が事業者
に代わって、環境影響評価その他の手続を行うことができることとした。
(第三十八条関係)

2 都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合には、環境影響
評価に係る公告及び縦覧と都市計画の決定又は変更に係る告示及び縦覧を、
併せて行うよう努めなければならないこととした。(第三十九条関係)

3 事業者が方法書を作成した後に都市計画決定権者が環境影響評価その他の
手続を行うこととしたときは、都市計画決定権者は、事業者等とその旨を通
知しなければならないこととした。(第四十条関係)

4 都市計画決定権者は、事業者に対し、必要な協力を求めることができる
とともに、環境影響評価その他の手続を行わないときは、事業者が行うよう求
めるものとすることとした。(第四十一条関係)

九 雑則

1 評価書を送付し、許認可等への配慮を要請する者を定めることとした。

(第四十二条、別表第五関係)

2 立入調査を行う職員の身分証明書の様式を定めることとした。(第四十三
条関係)

十 施行期日

この規則は、平成十一年六月十二日から施行することとした。

規 則

鳥取県環境影響評価条例施行規則をここに公布する。

平成十一年六月四日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第三十七号

鳥取県環境影響評価条例施行規則

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 方法書(第四条―第九条)
- 第三章 準備書(第十条―第二十条)
- 第四章 評価書(第二十一条―第二十七条)
- 第五章 対象事業の内容の修正等(第二十八条―第三十条)
- 第六章 評価書の公告及び縦覧後の手続(第三十一条―第三十七条)
- 第七章 都市計画に定められる対象事業等の特例(第三十八条―第四十一条)
- 第八章 雑則(第四十二条・第四十三条)
- 附則
- 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県環境影響評価条例(平成十年十二月鳥取県条例第二十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別地域)

第二条 条例第二条第三項第五号の規則で定める地域は、別表第一の上欄に掲げる事業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に定める地域とする。

(対象事業)

第三条 条例別表第六号の規則で定める事業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設(以下「一般廃棄物焼却施設」という。)、し尿処理施設(以下「し尿処理施設」という。)、及び一般廃棄物の最終処分場(以下「一般廃棄物最終処分場」という。)、並びに同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設のうち焼却施設(以下「産業廃棄物焼却施設」という。)、及び産業廃棄物の最終処分場(以下「産業廃棄物最終処分場」という。))の設置並びにその構造及び規模の変更の事業とする。

2 条例別表第十一号の規則で定める事業は、豚房施設、牛房施設及び馬房施設並びにこれらの付帯施設の用に供される土地の造成の事業(豚、牛又は馬の放牧若しくは採草の目的に供される土地の造成を含む。以下「畜産団地造成事業」という。))とする。

3 条例第二条第四項第一号の規則で定める事業は、別表第二の上欄に掲げる事業の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる要件に該当する事業とする。

4 条例第二条第四項第二号の規則で定める事業は、事業が実施される区域の全部又は一部が前条に定める地域に含まれる事業であつて、別表第二の上欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当するものとする。

第二章 方法書

(方法書の送付)

第四条 条例第六条の規定による方法書の送付は、環境影響評価方法書送付書(様式第一号)により行うものとする。

2 事業者が条例第六条の規定により知事に送付する方法書の部数は五十部とし、同条に規定する市町村長に送付する方法書の部数は五部とする。ただし、知事又は当該市町村長は、必要があると認めるときは、送付を受ける方法書の部数を変更することができる。

(方法書についての公告)

第五条 条例第七条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業実施区域

四 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

五 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

六 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨並びにその提出期限及び提出先その他意見の提出に関し必要な事項

七 その他参考となる事項

2 条例第七条の規定による公告は、鳥取県公報に掲載して行うものとする。この場合において、事業者は、条例第六条に規定する地域を区域とする市町村の広報紙への掲載、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他の方法により、方法書を縦覧する旨を周知するものとする。

(方法書の縦覧)

第六条 条例第七条の規定による方法書の縦覧は、次に掲げる場所のうち、縦覧する者が参集しやすい場所で行うものとする。

一 事業者の事務所

二 県庁舎その他の県の施設

三 条例第六条に規定する地域を区域とする市町村の庁舎その他の市町村の施設

四 前三号に掲げるもののほか、事業者が利用できる施設

(方法書についての意見書の提出)

第七条 条例第八条第一項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 意見書の提出に係る対象事業の名称

三 方法書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第三号の意見には、意見の理由を併せて記載するものとする。

(方法書についての意見の概要の送付)

第八条 条例第九条の規定による書類の送付は、住民意見概要書送付書(様式第二号)により行うものとする。

(方法書についての知事の意見を述べる期間)

第九条 条例第十条第一項の規則で定める期間は、三月とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が困難であるときは、四月を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めるときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。

第三章 準備書

(準備書の送付)

第十条 条例第十四条の規定による準備書及び要約書の送付は、環境影響評価準備書送付書(様式第三号)により行うものとする。

2 第四条第二項の規定は、条例第十四条の規定により送付する準備書及び要約書の部数について準用する。この場合において、同項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(準備書についての公告)

第十一条 条例第十五条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業実施区域

四 関係地域

五 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

六 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる

旨並びにその提出期限及び提出先その他意見の提出に関し必要な事項

七 その他参考となる事項

2 第五条第二項の規定は、条例第十五条の規定による公告について準用する。この場合において、同項中「条例第六条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書の縦覧)

第十二条 第六条の規定は、条例第十五条の規定による準備書及び要約書の縦覧について準用する。この場合において、第六条第三号中「条例第六条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(説明会の開催)

第十三条 条例第十六条第一項の規定により開催する説明会は、説明会に参加する者が参集しやすい日時及び場所で行うものとする。この場合において、関係地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認めるときは、関係地域を二以上の区域に区分して説明会を開催することができる。

(説明会の開催の通知)

第十四条 条例第十六条第二項の規定による通知は、説明会開催通知書(様式第四号)により行うものとする。

(説明会の開催についての公告)

第十五条 条例第十六条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業実施区域

四 関係地域

五 説明会の開催を予定する日時及び場所

六 その他参考となる事項

2 第五条第二項の規定は、条例第十六条第二項の規定による公告について準用する。

この場合において、第五条第二項中「条例第六条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(説明会を開催しない場合)

第十六条 条例第十六条第三項の規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- 二 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによつて説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

2 条例第十六条第三項の規定による準備書の記載事項の周知は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 要約書を提供する旨並びに提供する日時及び場所を公告するとともに、求めに応じて要約書を提供すること。
- 二 要約書の記載事項を公告すること。

3 前項第一号又は第二号の規定による公告は、鳥取県公報に掲載して行うものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第十七条 第七条の規定は、条例第十七条第一項の意見書について準用する。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第十八条 条例第十八条の規定による書類の送付は、住民意見概要書送付書(様式第二号)により行うものとする。

(準備書についての知事の意見を述べる期間)

第十九条 条例第十九条第一項の規則で定める期間は、三月とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が困難であるときは、四月を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 第九条第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

(準備書の記載事項の修正)

第二十条 条例第二十条第一項第一号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。

- 一 別表第三の上欄に掲げる対象事業の区分ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正であつて、同表の下欄に掲げる要件に該当するもの(当該修正後の対象事業に係る関係市町村長に当該修正前の対象事業に係る関係市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)
- 二 別表第三の上欄に掲げる対象事業の区分ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正
- 三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象事業に係る市町村長に当該修正前の対象事業に係る関係市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

第四章 評価書

(評価書の送付)

第二十一条 条例第二十一条の規定による評価書及び要約書の送付は、環境影響評価書送付書(様式第五号)により行うものとする。

2 第四条第二項の規定は、条例第二十一条の規定により送付する評価書及び要約書の部数について準用する。この場合において、同項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(評価書についての知事の意見を述べる期間)

第二十二条 条例第二十二条第一項の規則で定める期間は、二月とする。

(評価書の記載事項の修正)

第二十三条 条例第二十三条第一項第一号の規則で定める修正は、第二十条各号に掲げるものとする。

(補正後の評価書の送付等)

第二十四条 条例第二十三条第三項の規定による評価書及び要約書の送付は環境影響評価書送付書(様式第五号)により、同項の規定による通知は環境影響評価書補正不要通知書(様式第六号)により、それぞれ行うものとする。

2 第四条第二項の規定は、条例第二十三条第三項の規定により送付する評価書及び要約書の部数について準用する。この場合において、第四条第二項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(評価書を知らず確認する期間)

第二十五条 条例第二十四条第一項の規則で定める期間は、一月とする。

(評価書についての公告)

第二十六条 条例第二十五条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業実施区域

四 関係地域

五 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

六 その他参考となる事項

2 第五条第二項の規定は、条例第二十五条の規定による公告について準用する。この場合において、同項中「条例第六条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(評価書の縦覧)

第二十七条 第六条の規定は、条例第二十五条の規定による評価書等の縦覧について準用する。この場合において、第六条第三号中「条例第六条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

第五章 対象事業の内容の修正等

(評価書の公告前の事業内容の修正)

第二十八条 条例第二十六条ただし書（条例第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規則で定める修正は、第二十条各号に掲げるものとする。

(対象事業の廃止等の通知)

第二十九条 条例第二十七条第一項（条例第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、対象事業廃止等通知書（様式第七号）により行うものとする。

（対象事業の廃止等に係る公告）

第三十条 条例第二十七条第一項（条例第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 条例第二十七条第一項各号のいずれかに該当することとなつた旨

四 条例第二十七条第一項第三号に該当する場合にあつては、新たに事業者となつた者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

五 その他参考となる事項

2 前項の公告は、鳥取県公報に掲載して行うものとする。

第六章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(評価書の公告後の事業内容の変更)

第三十一条 条例第二十八条第二項の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

一 別表第四の上欄に掲げる対象事業の区分ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の下欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る関係市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めらるべき特別の事情があるものを除く。）

二 別表第四の上欄に掲げる対象事業の区分ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

三 前二号に掲げるものほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であつて、当該変更後の対象事業に係る環境

影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る関係市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

2 事業者は、対象事業について前項各号に掲げる変更をしたときは、速やかに対象事業変更届出書（様式第八号）を知事及び関係市町村長に提出するものとする。

（評価書の公告後の対象事業の引継ぎに係る公告）

第三十二条 条例第二十八条第四項（条例第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨

四 新たに事業者となつた者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

五 その他参考となる事項

2 前項の公告は、鳥取県公報に掲載して行うものとする。

（環境影響評価その他の手続の再実施に係る公告）

第三十三条 条例第二十九条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 条例第二十九条第一項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨及び行うこととした手続

四 その他参考となる事項

2 前項の公告は、鳥取県公報に掲載して行うものとする。

（着手の届出）

第三十四条 条例第三十一条の規定による届出は、工事着手届出書（様式第九号）によ

り行うものとする。

（事後調査計画書の送付）

第三十五条 条例第三十二条の規定による事後調査計画書の送付は、事後調査計画書送付書（様式第十号）により行うものとする。

2 第四条第二項の規定は、条例第三十二条の規定により送付する事後調査計画書の部数について準用する。この場合において、同項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

（事後調査報告書の送付）

第三十六条 条例第三十三条第一項の規定による事後調査報告書の送付は、事後調査報告書送付書（様式第十一号）により行うものとする。

2 第四条第二項の規定は、条例第三十三条第一項の規定により送付する事後調査報告書の部数について準用する。この場合において、第四条第二項中「同条に規定する市町村長」とあるのは、「関係市町村長」と読み替えるものとする。

（工事完了の届出）

第三十七条 条例第三十四条の規定による届出は、工事完了届出書（様式第十二号）により行うものとする。

第七章 都市計画に定められる対象事業等の特例

（都市計画に定められる対象事業等の特例）

第三十八条 対象事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第五条から第三十条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項から第四十一条までに定めるところにより、当該都市計画を定める者（以下「都市計画決定権者」という。）が当該対象事業の事業者に代わつて、当該都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。この場合において、条例第二十七条第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第五条から第三十条まで（第二十七条第一項第三号及び第二項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五号各号列記 以外の部分	事業者	都市計画決定権者
第五号第一号	事業者	都市計画決定権者の名称並びに事業者
第六条から第二十条まで	事業者	都市計画決定権者
第二十一条	事業者 及び関係市町村長	都市計画決定権者 、関係市町村長及び事業者
第二十二条並び に第二十三条第一 項及び第二項	事業者	都市計画決定権者
第二十三条第三 項	事業者 及び関係市町村長	都市計画決定権者 、関係市町村長及び事業者
第二十四条及び 第二十五条	事業者	都市計画決定権者
第二十六条	事業者 修正しよう	都市計画決定権者 修正して対象事業又は対象事業に係 る施設を都市計画法の規定により都 市計画に定めよう
第二十七条	事業者 対象事業を実施しない	都市計画決定権者 対象事業又は対象事業に係る施設を 都市計画に定めない

3 第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第四条から第三十三条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十八条第一 項	を行う	が行われる
第二十八条第二 項	を行った	が行われた
第二十八条第三 項	を行った	が行われた
第二十八条第四 項	を行い	が行われ
第二十九条第一 項	を行った 前条第二項	が行われた 第二十七条第二項
第四条第二項	事業者	都市計画決定権者
第五条第一項第 一号	事業者	都市計画決定権者の名称並びに事業 者
第五条第二項、 第六条及び第九 条第二項	事業者	都市計画決定権者
第十一条第一項 第一号	事業者	都市計画決定権者の名称並びに事業 者
第十三条	事業者	都市計画決定権者
第十五条第一項 第一号及び第二 十六条第一項第 十六号	事業者	都市計画決定権者の名称並びに事業 者

一 号	第三十条第一項 第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）			条例第二十七条第一項の規定による公告にあっては都市計画決定権者の名称並びに事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、条例第二十九条第三項において準用する条例第二十七条第一項の規定による公告にあっては事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
--------	----------------	--	--	--	---

（都市計画に係る手続との調整）

第三十九条 前条第一項の規定により環境影響評価その他の手続を行う都市計画決定権者は、条例第十五条又は第二十五条の公告を行うときは、都市計画法第十七条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告又は同法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示と併せて行うよう努めなければならない。

2 前条第一項の規定により環境影響評価その他の手続を行う都市計画決定権者は、条例第十五条の規定により準備書及び要約書を縦覧に供するときは、都市計画法第十七条第一項の都市計画の案と併せて縦覧に供し、条例第二十五条の規定により評価書等を縦覧に供するときは、同法第二十条第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する同法第十四条第一項の図書と併せて縦覧に供するよう努めなければならない。

（事業者の行う環境影響評価との調整）

第四十条 事業者が条例第六条の規定により方法書を送付してから条例第七条の規定に

よる公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業について第三十八条第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、都市計画決定権者は、事業者にその旨を通知しなければならない。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 事業者が条例第七条の規定による公告を行ってから条例第十五条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業について第三十八条第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、都市計画決定権者は、事業者並びに知事及び関係市町村長にその旨を通知しなければならない。この場合において、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

4 第二項の規定は、前項後段の規定による準備書の送付が行われる前の手続について準用する。

5 事業者が条例第十五条の規定による公告を行った後は、第三十八条第一項の規定は、適用しない。

（事業者の協力）

第四十一条 都市計画決定権者は、事業者に対し、第三十八条第一項の規定による環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

2 都市計画決定権者は、第三十八条第一項の規定を適用しないときは、事業者に対し、条例第五条から第三十四条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続について、事業者が行うよう求めるものとする。

(許認可等を行う者への送付)

第四十二条 条例第四十九条第二項の規定による評価書の送付は、別表第五の上欄に掲げる事業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる許認可等を行う者に対してするものとする。ただし、第三十八条第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合であつて、都市計画が都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可又は同法第十九条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による承認(以下「都市計画認可」という。)を要するものときは、都市計画認可を行う建設大臣及び別表第五の上欄に掲げる事業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる許認可等を行う者に対してするものとする。

(立入調査をする職員の身分を示す証明書)

第四十三条 条例第五十条第二項の証明書は、様式第十三号のとおりとする。

附則

この規則は、平成十一年六月十二日から施行する。

別表第一(第二条関係)

事業の種類	特 別 地 域
一 条例別表第一号に掲げる事業(車線(道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第二条第六号に規定する登坂車線、同条第七号に規定する屈折車線及び同条第八号に規定する変速車線を除く。以下同じ。)の数が四以上の道路を設け、又は車線の数が四以上増加するものに限る。)並びに同表第三号及び第四号に掲げる事業	イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの並びにこれらの周囲一キロメートルの区域 ロ 都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 ハ 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第六十九条第一項の規定による天然記念物ハマナス自生南限地帯の指定地域(以下「ハマナス自生南限地帯」という。)

別表第二(第二条関係)

事業の種類	一般地域における対象事業の要件	特別地域における対象事業の要件
二 条例別表第一号に掲げる事業(車線の数が四以上の道路を設け、又は車線の数が四以上増加するものを除く。)及び同表第十三号に掲げる事業	ハマナス自生南限地帯	
三 条例別表第二号及び第七号から第十号までに掲げる事業	イ 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第三条第一項に規定する指定湖沼及び同条第二項に規定する指定地域(以下「中海湖沼水質保全指定地域等」という。) ロ 湖山池及びその流域(以下「湖山池流域」という。) ハ ハマナス自生南限地帯	
四 条例別表第五号、第六号、第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる事業	イ 中海湖沼水質保全指定地域等 ロ 湖山池流域 ハ ハマナス自生南限地帯	
五 条例別表第十五号に掲げる事業	併せて行う事業の種類に応じ、三の項又は四の項に定める地域	
一 条例別表第一号に掲げる事業	一般地域における対象事業の要件 イ 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第一号に規定する道路(以下この項において「道路」という。)であつて、車線の数が四以上であるもの(その部分の長さの合計が十キロメートル以上であるものに限る。) ロ 道路の改築の事業であつて、車線の数が四以上増加するもの(その部分の長さの合計が十キロメートル以上であるものに限る。)	特別地域における対象事業の要件 車線の数が四以上である道路(その部分の長さの合計が七・五キロメートル以上であるものに限る。)又は車線の数が二以上である道路(その部分の長さの合計が十五キロメートル以上であるものに限る。) の事業

<p>ホ 百ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業</p>	<p>二 施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計（以下「湖沼開発面積」という。）が百ヘクタール以上である湖沼水位調節施設の新築の事業</p>	<p>ハ 堰の改築の事業であつて、湛水区域の面積が百ヘクタール以上増加するもの</p>	<p>ロ 湛水区域の面積が百ヘクタール以上である堰の新築の事業</p>	<p>イ 河川の流水を貯留し、又は取水するためのダム（湛水区域（貯留される流水の最高水位における貯水池の区域をいう。以下同じ。）の面積が百ヘクタール以上であるものに限る。）の新築の事業</p>	<p>ハ 道路の改築の事業であつて、車線の数が四以上である道路を新たに設けるもの（その部分の長さの合計が十キロメートル以上であるものに限る。）</p>	<p>るものに限る。） 計が七・五キロメートル以上であるものに限る。）又は車線の数が二以上増加するもの（その部分の長さの合計が十五キロメートル以上であるものに限る。）</p>
<p>五 条例別 イ 出力が三万キロワット以上である水</p>	<p>ハ 飛行場及びその施設の変更の事業であつて、滑走路の長さを五百メートル以上延長するもの（延長後の滑走路の長さが二千五百メートル以上であるものに限る。）</p>	<p>ロ 飛行場及びその施設の変更の事業であつて、長さが二千五百メートル以上である滑走路を新設するもの</p>	<p>イ 長さが二千五百メートル以上である滑走路を有する飛行場及びその施設の設置の事業</p>	<p>ロ 普通鉄道に係る鉄道施設又は新設軌道に係る線路の改良（本線路の増設一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。以下この項において同じ。）の事業（改良に係る部分の長さが十キロメートル以上であるものに限る。）</p>	<p>三 条例別 表第三号 に掲げる 事業 イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道（懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道を除く。以下「普通鉄道」という。）又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道（普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下「新設軌道」という。）の建設の事業（長さが十キロメートル以上であるものに限る。）</p>	<p>放水路の新築の事業 普通鉄道又は新設軌道の建設の事業（長さが七・五キロメートル以上であるものに限る。）</p>
<p>出力が二万五千五百キロワット</p>	<p>飛行場及びその施設の変更の事業であつて、滑走路の長さを三百七十五メートル以上延長するもの（延長後の滑走路の長さが千八百七十五メートル以上であるものに限る。）</p>	<p>飛行場及びその施設の変更の事業であつて、長さが千八百七十五メートル以上である滑走路を新設するもの</p>	<p>長さが千八百七十五メートル以上である滑走路を有する飛行場及びその施設の設置の事業</p>	<p>普通鉄道に係る鉄道施設又は新設軌道に係る線路の改良の事業（改良に係る部分の長さが七・五キロメートル以上であるものに限る。）</p>		

二 条例別
表第二号
に掲げる
事業

<p>十四 条例 別表第十</p>	<p>十三 条例 別表第十 三号に掲 げる事業</p>		<p>ハ 土地の形質を変更する区域の面積が七十五ヘクタール以上である都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百五十八号)第一条第二項第一号に規定する運動・レジャー施設(これと一体となつて整備される施設を含み、ゴルフ場及びスキー場を除く。以下「その他の運動・レジャー施設」という。)の設置の事業</p>	<p>ロ ゴルフ場又はスキー場の規模の変更の事業であつて、敷地面積が五十ヘクタール以上増加するもの</p>	<p>イ 敷地面積が五十ヘクタール以上であるゴルフ場(これと一体となつて整備される施設を含む。以下同じ。)又はスキー場(これと一体となつて整備される施設を含む。以下同じ。)の設置の事業</p>	<p>十一 条例 別表第十 一号に掲 げる事業</p>
<p>イ 排出ガス量(大気中に排出される気体の量の一時間当たりの最大値を温度</p>	<p>施行する区域の面積が五十ヘクタール以上である採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第二条に規定する岩石又は砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第二条に規定する砂利(以下「岩石等」という。)の採取の事業</p>	<p>ニ その他の運動・レジャー施設の規模の変更の事業であつて、土地の形質を変更する区域の面積が七十五ヘクタール以上増加するもの</p>	<p>その他の運動・レジャー施設の規模の変更の事業であつて、土地の形質を変更する区域の面積が五十ヘクタール以上増加するもの</p>	<p>ゴルフ場又はスキー場の規模の変更の事業であつて、敷地面積が三十七・五ヘクタール以上増加するもの</p>	<p>敷地面積が三十七・五ヘクタール以上であるゴルフ場又はスキー場の設置の事業</p>	<p>造成に係る土地の面積が五十ヘクタール以上である畜産団地造成事業</p>
<p>排出ガス量が三万立方メートル以上又は排出水量が七</p>	<p>施行する区域の面積が三十七・五ヘクタール以上である岩石等の採取の事業</p>					<p>造成に係る土地の面積が五十ヘクタール以上である畜産団地造成事業</p>
<p>十五 条例 別表第十 五号に掲 げる事業</p>						<p>四号に掲 げる事業</p>
<p>C 土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業の施行区域の面積(単位 ヘクタール)</p>	<p>B 埋立干拓区域の面積(単位 ヘクタール)</p>	<p>A 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分場所の面積(単位 ヘクタール)</p>	<p>併せて行う二以上の事業の種類について、次の算式により算定した数値が一以上である事業</p> <p>算式</p> $\frac{A}{25} + \frac{B+G+I}{50} + \frac{C+D+E+F+H}{75}$	<p>ロ 工場等の変更の事業であつて、排出ガス量が四万立方メートル以上又は排出水量が一萬立方メートル以上増加するもの</p>	<p>置の事業</p>	<p>零度、圧力一気圧の状態に換算したものをいう。以下同じ。)が四万立方メートル以上又は排出水量(排出される水の量の日当たりの平均値をいう。以下同じ。)が一萬立方メートル以上である工場及び事業場(製造業(物品の加工業又は修理業を含む。)、ガスの供給業又は熱供給業の用に供するものに限る。以下「工場等」という。)の設置の事業</p>
<p>C 土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業の施行区域の面積(単位 ヘクタール)</p>	<p>B 埋立干拓区域の面積(単位 ヘクタール)</p>	<p>A 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分場所の面積(単位 ヘクタール)</p>	<p>併せて行う二以上の事業の種類について、次の算式により算定した数値が一以上である事業</p> <p>算式</p> $\frac{A}{18} + \frac{B}{40} + \frac{G+I}{37.5} + \frac{C+D+E+F+H}{50}$	<p>工場等の変更の事業であつて、排出ガス量が三万立方メートル以上又は排出水量が七千五百立方メートル以上増加するもの</p>		<p>千五百立方メートル以上である工場等の設置の事業</p>

<p>備考</p> <p>一 この表に掲げる要件の適用については、全体計画における事業の実施される区域及び規模をもって事業の実施される区域及び規模とする。</p> <p>二 敷地の造成の事業に係る環境影響評価その他の手続において設置が予定されていた施設に相当するものと認められる工場等については、この表の十四の項に掲げる要件に該当しないものとする。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>D 流通業務市街地の整備に関する法律第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業の施行区域の面積(単位ヘクタール)</p> <p>E 工場用地、住宅用地その他の宅地の造成の事業に係る土地の面積(単位ヘクタール)</p> <p>F 畜産団地造成事業に係る土地の面積(単位ヘクタール)</p> <p>G ゴルフ場又はスキー場の敷地面積(単位ヘクタール)</p> <p>H その他の運動・レジャー施設に係る土地の形質を変更する区域の面積(単位ヘクタール)</p> <p>I 岩石等の採取の事業を施行する区域の面積(単位ヘクタール)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>D 流通業務市街地の整備に関する法律第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業の施行区域の面積(単位ヘクタール)</p> <p>E 工場用地、住宅用地その他の宅地の造成の事業に係る土地の面積(単位ヘクタール)</p> <p>F 畜産団地造成事業に係る土地の面積(単位ヘクタール)</p> <p>G ゴルフ場又はスキー場の敷地面積(単位ヘクタール)</p> <p>H その他の運動・レジャー施設に係る土地の形質を変更する区域の面積(単位ヘクタール)</p> <p>I 岩石等の採取の事業を施行する区域の面積(単位ヘクタール)</p> </td> </tr> </table>	<p>D 流通業務市街地の整備に関する法律第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業の施行区域の面積(単位ヘクタール)</p> <p>E 工場用地、住宅用地その他の宅地の造成の事業に係る土地の面積(単位ヘクタール)</p> <p>F 畜産団地造成事業に係る土地の面積(単位ヘクタール)</p> <p>G ゴルフ場又はスキー場の敷地面積(単位ヘクタール)</p> <p>H その他の運動・レジャー施設に係る土地の形質を変更する区域の面積(単位ヘクタール)</p> <p>I 岩石等の採取の事業を施行する区域の面積(単位ヘクタール)</p>	<p>D 流通業務市街地の整備に関する法律第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業の施行区域の面積(単位ヘクタール)</p> <p>E 工場用地、住宅用地その他の宅地の造成の事業に係る土地の面積(単位ヘクタール)</p> <p>F 畜産団地造成事業に係る土地の面積(単位ヘクタール)</p> <p>G ゴルフ場又はスキー場の敷地面積(単位ヘクタール)</p> <p>H その他の運動・レジャー施設に係る土地の形質を変更する区域の面積(単位ヘクタール)</p> <p>I 岩石等の採取の事業を施行する区域の面積(単位ヘクタール)</p>
<p>D 流通業務市街地の整備に関する法律第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業の施行区域の面積(単位ヘクタール)</p> <p>E 工場用地、住宅用地その他の宅地の造成の事業に係る土地の面積(単位ヘクタール)</p> <p>F 畜産団地造成事業に係る土地の面積(単位ヘクタール)</p> <p>G ゴルフ場又はスキー場の敷地面積(単位ヘクタール)</p> <p>H その他の運動・レジャー施設に係る土地の形質を変更する区域の面積(単位ヘクタール)</p> <p>I 岩石等の採取の事業を施行する区域の面積(単位ヘクタール)</p>	<p>D 流通業務市街地の整備に関する法律第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業の施行区域の面積(単位ヘクタール)</p> <p>E 工場用地、住宅用地その他の宅地の造成の事業に係る土地の面積(単位ヘクタール)</p> <p>F 畜産団地造成事業に係る土地の面積(単位ヘクタール)</p> <p>G ゴルフ場又はスキー場の敷地面積(単位ヘクタール)</p> <p>H その他の運動・レジャー施設に係る土地の形質を変更する区域の面積(単位ヘクタール)</p> <p>I 岩石等の採取の事業を施行する区域の面積(単位ヘクタール)</p>		

別表第三(第二十条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	要件
一 別表第一の二の一項に該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが二十パーセント以上増加しないこと。
二 別表第二の二の二の項のイに該当する対象事業	設計速度 車線の数 湛水区域の位置	設計速度が増加しないこと。 車線の数が増加しないこと。 新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水区域の面積の二十パーセント未満であること。
三 別表第三の二の二の項のロ又はハに該当する対象事業	湛水区域の位置 固定堰又は可動堰の別	新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水区域の面積の二十パーセント未満であること。
四 別表第四の二の二の項のニに該当する対象事業	施設が設置される土地及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の区域(以下「湖沼開発区域」という。)の位置	新たに湖沼開発区域となる部分の面積(水底の区域にあつては、その水平投影面積)が修正前の湖沼開発面積の二十パーセント未満であること。
五 別表第五の二の二の項のホに該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。

六 別表第 二の三の 項に該当 する対象 事業	鉄道又は軌道の長さ 本線路施設区域(対象事業実施区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。)の位置 本線路(一の停車場に係るものを除く。以下同じ。)の数 鉄道又は軌道の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度 滑走路の長さ	鉄道又は軌道の長さ 修正前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。 本線路の増設がないこと。	飛行場及びその施設の区域の位置 新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が二十ヘクタール未満であること。	滑走路の長さが三百メートルを超えて増加しないこと。	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。	対象事業実施区域の位置 修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	燃料の種類 原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別
--	---	---	--	---------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--	--

十一 別表第 二の五の 項のホ又 はヘに該 当する対 象事業	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別 発電所又は発電設備の出力 対象事業実施区域の位置 一日当たりの処理能力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。	埋立処分場の位置 新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の二十パーセント未満であること。	埋立処分場の位置 新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の二十パーセント未満であること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	埋立干拓区域の位置 新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。	対象事業実施区域の位置 新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の十
--	---	-------------------------------	---	---	--	--	--

別表第四(第三十一条関係)	対象事業の区分	事業の諸元	一 別表第一の二の一項に該当	道路の長さ	道路の長さが十パーセント以上増加しないこと。	手続を経ることを要しない変更の要件
	十五 別表第二の十の四の項に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	排出ガス量又は排出水量が十パーセント以上増加しないこと。	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。
十六 別表第二の十の五の項に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。	埋立干拓区域の位置	埋立干拓区域の位置	埋立干拓区域の位置
	対象事業実施区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。	埋立干拓区域の位置	埋立干拓区域の位置	埋立干拓区域の位置
	対象事業実施区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。	埋立干拓区域の位置	埋立干拓区域の位置	埋立干拓区域の位置
	対象事業実施区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。	埋立干拓区域の位置	埋立干拓区域の位置	埋立干拓区域の位置

五 別表第二の二の項のホに該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。	湖沼開発区域の位置	新たに湖沼開発区域となる部分の面積(水底の区域にあつては、その水平投影面積)が変更前の湖沼開発面積の十パーセント未満であること。	堰の位置	堰の両端のいずれかが五百メートル以上移動しないこと。	固定堰又は可動堰の別	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水区域の面積の十パーセント未満であること。	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水区域の面積の十パーセント未満であること。	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	コンクリートダム又はフィルドダムの別	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水区域の面積の十パーセント未満であること。	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水区域の面積の十パーセント未満であること。	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	設計速度	設計速度が増加しないこと。	車線の数	車線の数が増加しないこと。	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
-----------------------	-----------	--	-----------	--	------	----------------------------	------------	--	---------	--	-------------	---	--------------------	--	---------	--	-------------	---	------	---------------	------	---------------	-------------	--

七 別表第二の四の項に該当する対象事業	六 別表第二の三の項に該当する対象事業	
<p>飛行場及びその施設の区域の位置</p> <p>対象事業実施区域の位置</p> <p>利用を予定する航空機の種類又は数</p>	<p>鉄道又は軌道の長さ</p> <p>本線路施設区域の位置</p> <p>本線路の数</p> <p>鉄道又は軌道の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度</p> <p>運行される列車又は車両の本数</p> <p>盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別</p> <p>車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置</p> <p>滑走路の長さ</p>	
<p>変更前の飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第六条の規定を適用した場合における同条の値が七十五以上となる区域をいう。）から五百メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。</p>	<p>鉄道又は軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。</p> <p>変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。</p> <p>本線路の増設がないこと。</p> <p>鉄道又は軌道の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度が地上の部分において時速十キロメートルを超えて増加しないこと。</p> <p>地上の部分において、運行される列車又は車両の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。</p> <p>盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。</p> <p>車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。</p> <p>滑走路の長さが三百メートルを超えて増加しないこと。</p> <p>新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が二十ヘクタール未満であること。</p>	
十一 別表第二の五の項	九 別表第二の五の項のハ又はニに該当する対象事業	八 別表第二の五の項のイ又はロに該当する対象事業
<p>発電所又は発電設備の出力</p> <p>放水口の位置</p> <p>温排水の排出先の水面又は水中の別</p> <p>煙突の高さ</p> <p>ばい煙の時間排出量</p> <p>年間燃料使用量</p> <p>冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別</p> <p>燃料の種類</p>	<p>発電所又は発電設備の出力</p> <p>対象事業実施区域の位置</p> <p>減水区間の位置</p> <p>新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの二十パーセント未満であり、かつ、百メートル未満であること。</p> <p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> <p>変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>	<p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> <p>変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>
<p>放水口が百メートル以上移動しないこと。</p> <p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>年間燃料使用量が十パーセント以上増加しないこと。</p> <p>ばい煙の時間排出量が十パーセント以上増加しないこと。</p> <p>煙突の高さが十パーセント以上減少しないこと。</p>	

十四 別表 第二の八 の項から	対象事業実施区域の位置	対象事業実施区域の位置	埋立干拓区域の位置	項のホ又は はに該 当する対 象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
				冷却塔の高さ	冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。	
十一 別表 第二の六 の項のイ からニま でに該当 する対象 事業	一日当たりの処理能力	対象事業実施区域の位置	埋立処分場所の位置	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が百メートル以上移動しないこと。	一日当たりの処理能力が十パーセント以上増加しないこと。
				対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	
十二 別表 第二の六 の項のホ 又はへに 該当する 対象事業	埋立処分場所の位置	埋立処分場所の位置	埋立干拓区域の位置	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の十パーセント未満であること。	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の十パーセント未満であること。
				対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	

十三の項 までに該 当する対 象事業	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	埋立干拓区域の位置	埋立干拓区域の位置	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	埋立干拓区域の位置	埋立干拓区域の位置	排出ガス量又は排出水量	対象事業実施区域の位置	十五 別表 第二の十 四の項に 該当する 対象事業	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。
									十六 別表 第二の十 五の項に 該当する 対象事業	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。

別表第五(第四十二条関係)

事業の種類	許 認 可 等
一 条例別表第一号に掲げる事業	イ 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七十四条の規定による認可 ロ 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第四十七条第一項の規定による免許、同法第五十四条第二項(同法第六十七条において準用する場合を含む。)の規定による認可又は同法第七十六条第一項の規定による承認 ハ 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三条第一項若しくは第四項、第七条の十二第一項若しくは第三項又は第八条第一項若しくは第四項の規定による許可
二 条例別表第二号に掲げる事業	イ 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の規定による認可 ロ 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第三条第二項又は第六条第二項の規定による許可 ハ 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)第二十条第一項の規定による認可 ニ 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第七十九条第一項又は第二項の規定による認可
三 条例別表第三号に掲げる事業	イ 軌道法第五条第一項又は軌道法施行令(昭和二十八年政令第二百五十八号)第六条第一項の規定による認可 ロ 鉄道事業法第八条第一項、第九条第一項(同法第十二条第四項において準用する場合を含む。)又は第十二条第一項の規定による認可
四 条例別表第四号に掲げる事業	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三十八条第一項又は第四十三条第一項の規定による許可 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十七条第一項若しくは第二項の規定による認可又は同法第四十八条第一項の規定による届出の受理
五 条例別表第五号に掲げる事業	住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)第四十一条第一項又は第十四項(地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)第二十一条の二において準用する場合を含む。)の規定による認可
六 条例別表第八号に掲げる事業	住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)第四十一条第一項又は第十四項(地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)第二十一条の二において準用する場合を含む。)の規定による認可

七 条例別表第九号に掲げる事業	都市計画法第五十九条第三項又は第六十三条第一項の規定による承認 イ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定による保安林の指定の解除 ロ 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項、第五条第一項又は第七十三条第一項の規定による許可 ハ 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第十七条第三項若しくは第十八条第三項の規定による許可又は同法第二十条第二項の規定による命令
九 条例別表第十四号に掲げる事業の種類	イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項の規定による確認 ロ ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二十七条の二第一項若しくは第二項の規定による認可又は同法第三十七条の二の規定による許可

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所
氏 名

印

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

環 境 影 響 評 価 方 法 書 送 付 書

鳥取県環境影響評価条例第6条の規定により、別添のとおり環境影響評価方法書を送付します。

対象事業の名称	
対象事業の種類及び規模	
対象事業実施区域	
環境影響を受けると認められる地域	
意見書の提出先	
対象事業を実施するに必要な許可等の種類	
連絡先	電話番号：
* 受付年月日	年 月 日 * 備考

備考 *印の欄には記入しないこと

様式第2号 (第8条、第18条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所
氏 名

印

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

住 民 意 見 概 要 書 送 付 書

鳥取県環境影響評価条例第9条 (第18条) の規定により、別添のとおり同条例第8条第1項 (第17条第1項) の規定により述べられた意見の概要を送付します。

対象事業の名称	
意見書提出件数	
意見の概要	
意見者に対する見解	
連絡先	電話番号：
* 受付年月日	年 月 日 * 備考

備考 *印の欄には記入しないこと

様式第3号 (第10条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所
氏 名

印

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

環 境 影 響 評 価 準 備 書 送 付 書

鳥取県環境影響評価条例第14条の規定により、別添のとおり環境影響評価準備書及びこれを要約した書類を送付します。

対象事業の名称		
対象事業の種類及び規模		
対象事業実施区域		
関 係 地 域		
意見書の提出先		
対象事業を実施するに必要となる許可の種類		
連 絡 先	電話番号：	
* 受付年月日	年 月 日	* 備考

備考 *印の欄には記入しないこと

様式第4号 (第14条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所
氏 名

印

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

説 明 会 開 催 通 知 書

鳥取県環境影響評価条例第16条第1項の規定により説明会を開催しますので、同条第2項の規定により、次のとおり通知します。

対象事業の名称		
関 係 地 域		
説明会開催予定の日時及び場所		
連 絡 先	電話番号：	
* 受付年月日	年 月 日	* 備考

備考 *印の欄には記入しないこと

様式第5号 (第21条、第24条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所
氏 名

印

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

環 境 影 響 評 価 書 送 付 書

鳥取県環境影響評価条例第21条 (第23条第3項) の規定により、別添のとおり環境影響評価書及びこれを要約した書類を送付します。

対象事業の名称	
対象事業の種類及び規模	
対象事業実施区域	
関係地域	
意見書の提出先	
対象事業を実施するに必要となる許可の種類	
連絡先	電話番号：
* 受付年月日	年 月 日 * 備考

備考 *印の欄には記入しないこと

様式第6号 (第24条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所
氏 名

印

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

環 境 影 響 評 価 書 補 正 不 要 通 知 書

鳥取県環境影響評価条例第23条第3項の規定により、環境影響評価書の補正を必要としないと認めますので通知します。

対象事業の名称	
対象事業の種類及び規模	
対象事業実施区域	
関係地域	
意見書の提出先	
対象事業を実施するに必要となる許可の種類	
連絡先	電話番号：
* 受付年月日	年 月 日 * 備考

備考 *印の欄には記入しないこと

様式第7号 (第29条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所
氏 名
印

(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

対 象 事 業 廃 止 等 通 知 書

鳥取県環境影響評価条例第27条第1項の規定により、対象事業を実施しないこととした(修正後の事業が対象事業に該当しないこととなった・対象事業の実施を他の者に引き継いだ)ので通知します。

対象事業の名称			
対象事業の種類及び規模			
条例第27条第1項に該当するに至つた理由			
新たに事業者となつた者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所)			
連絡先	電話番号:		
*受付年月日	年 月 日	*備考	

備考 *印の欄には記入しないこと

様式第8号 (第31条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所
氏 名
印

(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

対 象 事 業 変 更 届 出 書

鳥取県環境影響評価条例第5条第2号に掲げる事項について、同条例第28条第2項の規定による変更を行ったので、鳥取県環境影響評価条例施行規則第31条第2項の規定により、次のとおり提出します。

対象事業の名称	変 更 前	変 更 後
	対象事業の内容及び	
変更の理由		
変更年月日		
連絡先	電話番号:	
*受付年月日	年 月 日	*備考

備考 *印の欄には記入しないこと

様式第9号 (第34条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所
氏 名

印

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

工 事 着 手 届 出 書

鳥取県環境影響評価条例第31条の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称	
工事着手予定 年 月 日	
工事の概要	
工事完了予定 年 月 日	
連絡先	電話番号： * 受付年月日 年 月 日 * 備考

備考 *印の欄には記入しないこと

様式第10号 (第35条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所
氏 名

印

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

事 後 調 査 計 画 書 送 付 書

鳥取県環境影響評価条例第32条の規定により、別添のとおり事後調査計画書を送付します。

対象事業の名称	
対象事業の種類及び規模	
事後調査期間	
連絡先	電話番号： * 受付年月日 年 月 日 * 備考

備考 *印の欄には記入しないこと

様式第11号 (第36条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所
氏 名

印

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

事 後 調 査 報 告 書 送 付 書

鳥取県環境影響評価条例第33条第1項の規定により、別添のとおり事後調査報告書を送付します。

対象事業の名称	
事後調査開始年月日	
事後調査終了年月日	
連絡先	電話番号：
* 受付年月日	年 月 日 * 備考

備考 *印の欄には記入しないこと

様式第12号 (第37条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所
氏 名

印

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

工 事 完 了 届 出 書

鳥取県環境影響評価条例第31条の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称	
工事完了年月日	
対象事業(施設)供用開始予定年月日	
連絡先	電話番号：
* 受付年月日	年 月 日 * 備考

備考 *印の欄には記入しないこと

様式第13号 (第43条関係)

(表)

身 分 証 明 書	第 号
所 属	
職 名	
氏 名	
年 月 日 交 付	
職 氏 名 印	

(裏)

鳥取県環境影響評価条例抜すい

(報告及び調査)

第50条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事務所、対象事業が実施される土地その他の場所に立ち入り、対象事業の実施状況等を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価 一部一箇月二千二百円 (送料を含む)】